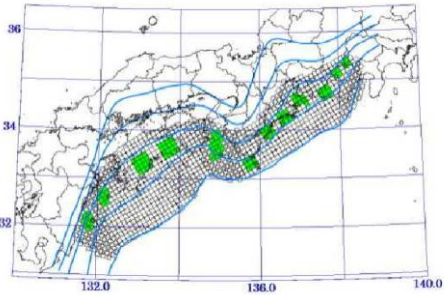
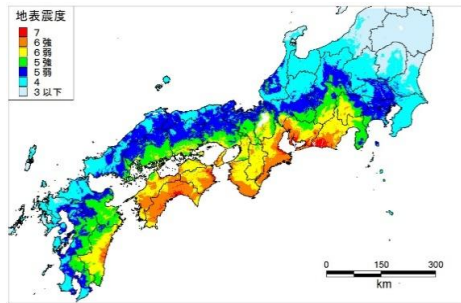


真庭市地域防災計画  
(地震災害対策編)

新旧対照表

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
10	7	-	<p>第1項 南海トラフを震源とする地震 (略)</p> <p>国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。</p> <p>(略)</p>	<p>第1項 南海トラフを震源とする地震 (略)</p> <p>国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域とする地震いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。</p> <p>(略)</p>	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正
10	15	-	<p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）</p> <p>この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから70年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80%とされており、その発生が危惧される場所である。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）</p> <p>この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから約80年経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。政府の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80%※とされており、その発生が危惧される場所である。</p> <p>(略)</p> <p>※ 令和7年1月15日に国の地震調査研究推進本部が発表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」により「80%程度」に更新</p>	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正 地震調査研究推進本部が令和7年1月15日に公表した更新内容に伴う追記
11	8	-	<p>4 想定地震の震源域位置図</p> <p>[南海トラフ巨大地震の想定震源断層域]</p> <p>※ 国の公表内容は、内閣府ホームページ (<a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html">http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html</a>) を参照のこと。</p>	<p>4 想定地震の震源域位置図</p> <p>[南海トラフ巨大地震の想定震源断層域]</p> <p>※ 国の公表内容は、内閣府ホームページ (<a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html</a>) を参照のこと。</p>	表記の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
12	6	図	<p>第2項 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況 [国が想定した「陸側ケース地表震度全域図」]</p>  <p>※ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より 抜粋 ※ 国の公表内容は、内閣府ホームページ（<a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html">http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html</a>）を参照のこと。</p>	<p>第2項 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況 [国が想定した「陸側ケース地表震度全域図」]</p>  <p>※ 「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）追加資料 10.地表震度分布図（陸側ケース；地域毎拡大）」のうち「陸側ケース 地表震度_全域」を引用 ※ 国の公表内容は、内閣府ホームページ（<a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html</a>）を参照のこと。</p>	岡山地方気象台からの指摘による図の差し替え及び表記の修正
18	3	表	ア 県想定 - 電力市内 - 被災1日後 約 <b>0.002</b>	ア 県想定 - 電力市内 - 被災1日後 約 <b>0.0002</b>	H25年の岡山県被害想定資料による修正
20	2	-	<p>第6項 被害想定を活かす (略) さらに、市民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととしてとらえ、 <b>1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。</b> <b>2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。</b> <b>3 初期消火に全力をあげること。</b> (略)</p>	<p>第6項 被害想定を活かす (略) さらに、市民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととしてとらえ、 <b>1 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。</b> <b>2 初期消火に全力をあげること。</b> (略)</p>	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正 番号の繰り上げ
21	17	-	<p>2 南海トラフ巨大地震 (略) これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約<b>70年以上</b>が経過している。 <b>政府</b>の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が70～80%とされており、経年的に発生確率は高まっている。 (略)</p>	<p>2 南海トラフ巨大地震 (略) これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約<b>80年</b>が経過している。 <b>国</b>の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が80%程度（令和7年1月現在）とされており、経年的に発生確率は高まっている。 (略)</p>	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正 用語の整理 地震調査研究推進本部が令和7年1月15日に公表した更新内容に伴う修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
23	12	-	(1) 実施主体 [市] エ 市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	(1) 実施主体 [市] エ 市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、 <b>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</b>	防災基本計画の修正に伴う追記
23	16	-	カ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の <b>施設・装備・処遇の改善</b> 、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等 <b>消防団の活性化</b> に努める。	カ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の <b>充実強化</b> に向けて、 <b>大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</b> 、処遇の改善、 <b>必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実</b> を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に <b>取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</b>	防災基本計画の修正に伴う追記
23	23	-	キ (略) また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。	キ (略) また、 <b>災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え</b> 、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。	防災基本計画の修正に伴う追記
24	28	-	(2) 家庭・地域におけるの普及対策 イ 市及び県は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・ 住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（ <b>特定動物を除く</b> ）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策	(2) 家庭・地域におけるの普及対策 イ 市及び県は防災週間や防災関連行事 <b>等</b> を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・ 住宅の耐震化、 <b>感震ブレーカーの設置</b> 、「最低3日間、推奨2週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策	防災基本計画の修正に伴う追記 用語の整理
32	20	-	3 対策 ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の <b>施設・装備の改善</b> を図る。	3 対策 ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の <b>充実強化</b> に向けて、 <b>大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</b> を図る。	防災基本計画の修正に伴う追記
32	25	-	1 現状と課題 近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。(略)	1 現状と課題 近年の都市化、 <b>著しい高齢化の進行</b> 、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、 <b>精神障がいのある人</b> 、発達障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。(略)	防災基本計画の修正に伴う追記

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
34	1	-	<p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 (略)</p> <p>また、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。(略)</p>	<p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 (略)</p> <p>また、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、<b>介護支援専門員</b>など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、<b>介護支援専門員</b>など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。(略)</p>	実状に即した内容に修正
36	26	-	<p>1 物資の備蓄・調達</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p>	<p>1 物資の備蓄・調達</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。<b>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</b></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
42	33	-	<p>(4) 防災関係機関相互の連携</p> <p>ア (略) こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</p>	<p>(4) 防災関係機関相互の連携</p> <p>ア (略) こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、<b>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</b></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
43	27	-	<p>カ (略) その際、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>	<p>カ (略) その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<b>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</b></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
43	31	-	<p>キ 市は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。(略)</p>	<p>キ 市は、<b>市の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに</b>、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。<b>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。(略)</b></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
45	19	-	<p>(1) 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。(略)</p>	<p>(1) 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、<b>公共安全モバイルシステム</b>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う追記

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
45	25	-	カ (略) (ア) 無線通信ネットワークの整備・ <b>拡充</b> 、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保	カ (略) (ア) 無線通信ネットワークの整備・ <b>多重化・耐震化</b> 、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保	防災基本計画の修正に伴う追記
54	16	-	3 対策 (略) また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	3 対策 (略) また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <b>また、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるとともに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</b>	防災基本計画の修正に伴う追記
54	30	-	(1) 避難計画 [市] 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	(1) 避難計画 [市] 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 <b>市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</b>	防災基本計画の修正に伴う追記
56	8	-	2 基本方針 (略) 新型コロナウイルス感染症の <b>発生</b> を踏まえ、災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b> 感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	2 基本方針 (略) 新型コロナウイルス感染症 <b>流行時の経験</b> も踏まえ、災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	防災基本計画の修正に伴う追記

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
56	14	-	<p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。(略)</p> <p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。</p> <p>市及び県は、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。(略)</p>	<p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<b>家庭動物の受け入れ方法等</b>について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。(略)</p> <p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するために<b>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、設備の整備に努める。</b></p> <p>市及び県は、感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、<b>必要な措置を講じる</b>よう努める。(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
57	22	-	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。(略)</p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する<b>犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）</b>のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。(略)</p>	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、<b>給水タンク</b>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<b>衛星通信を活用したインターネット機器</b>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。(略)</p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>用語の整理</p>
58	2	-	<p>(3) 指定避難所における生活物資等の確保</p> <p>市は、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。(略)</p>	<p>(3) 指定避難所における生活物資等の確保</p> <p>市は、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<b>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</b>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
59	12	-	<p>(1) 行政側の管理伝達体制</p> <p>(略)</p> <p>なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。</p>	<p>(1) 行政側の管理伝達体制</p> <p>(略)</p> <p>なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。</p> <p><b>また、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</b></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
60	11	-	1 現状と課題 震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。	1 現状と課題 震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。また、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意すること。	防災基本計画の修正に伴う追記
62	15	-	2 基本方針 (略) また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。	2 基本方針 (略) また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努め、広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
62	33	-	(2) 道路啓開の迅速化 [市、県（土木部）、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察] 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会真庭支部など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。	(2) 道路啓開の迅速化 [市、県（土木部）、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察] 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会真庭支部など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
63	34	-	(1) 消防 ウ 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。	(1) 消防 ウ 大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。	防災基本計画の修正に伴う追記
68	5	-	(6) 非常通信訓練 災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。	(6) 非常通信訓練 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。	防災基本計画の修正に伴う追記
68	13	-	(8) 避難所開設・運営訓練 市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。	(8) 避難所開設・運営訓練 市及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。	防災基本計画の修正に伴う修正
72	29	-	(4) 道路網の整備 (略) また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。	(4) 道路網の整備 (略) また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。	防災基本計画の修正に伴う追記

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
84	2	-	(2) 基本方針 過去の大震災等の教訓から、平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。	(2) 基本方針 過去の大震災等の教訓から、平常時においては、 <b>非常用電源の整備等による</b> 通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、 <b>特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</b>	県の計画に整合 防災基本計画の修正に伴う追記
85	15	-	(1) 廃棄物処理施設の災害予防等 ア 災害予防及び資機材等の備蓄 b 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。	(1) 廃棄物処理施設の災害予防等 ア 災害予防及び資機材等の備蓄 b 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整え、 <b>トイレカーヤトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</b>	防災基本計画の修正に伴う追記
89	9	図	3 対策 ◎ 地盤災害の予防計画 —— 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画 —— 液状化危険地域の予防計画 —— 造成地の予防計画 —— 土地利用の適正化	3 対策 ◎ 地盤災害の予防計画 —— 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画 —— 液状化危険地域の予防計画 —— 造成地の予防計画 —— <b>大規模盛土造成地マップの周知等</b> —— 土地利用の適正化	県の計画に整合
89	28	-	(2) 液状化危険地域の予防計画 〔市、県（関係各部等）〕 ア 液状化危険地域の把握 （略） このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。	(2) 液状化危険地域の予防計画 〔市、県（関係各部等）〕 ア 液状化危険地域の把握 （略） このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成し、 <b>それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める。</b>	防災基本計画の修正に伴う追記
93	1	-	第2項 地震情報の種別と伝達計画 1 地震に関する <b>警報等</b> の種別 (1) 緊急地震速報（警報） （略） なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の <b>揺れ</b> が予想される <b>場合</b> のものを特別警報に位置付けている。 （略）	第2項 地震に関する <b>情報</b> の種別と伝達計画 1 地震に関する <b>情報</b> の種別 (1) 緊急地震速報（警報） （略） なお、緊急地震速報（警報）のうち <b>予想震度</b> が6弱以上又は長周期地震動階級4が予想されるものを特別警報に位置付けている。 （略）	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
93	18	図	<p>(1) 岡山地方気象台からの伝達</p> <p>岡山地方気象台からの伝達経路図。岡山地方気象台は、岡山県（危機管理課）、美作県民局、陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊、岡山県警察本部（警備課）→警察署、岡山河川事務所（防災情報課）→岡山国道事務所、NHK岡山放送局（放送部）に伝達する。</p> <p>岡山県（危機管理課）は、美作県民局、陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊、岡山県警察本部（警備課）に伝達する。</p> <p>岡山河川事務所（防災情報課）は、岡山国道事務所に伝達する。</p> <p>NHK岡山放送局（放送部）は、真庭市に伝達する。</p> <p>真庭市は、地域住民・関係機関・公私の団体・船舶に伝達する。</p> <p>県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。</p>	<p>(1) 岡山地方気象台からの伝達</p> <p>岡山地方気象台からの伝達経路図（修正後）。岡山地方気象台は、岡山県（危機管理課）、美作県民局、陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊、岡山県警察本部（警備課）→真庭警察署、岡山河川事務所（防災情報課）→岡山国道事務所、日本放送協会に伝達する。</p> <p>岡山県（危機管理課）は、美作県民局、陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊、岡山県警察本部（警備課）に伝達する。</p> <p>岡山河川事務所（防災情報課）は、岡山国道事務所に伝達する。</p> <p>日本放送協会は、真庭市に伝達する。</p> <p>真庭市は、地域住民・関係機関・公私の団体・船舶に伝達する。</p> <p>（注）県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。</p>	表現の修正
99	3	-	(3) 適用基準 [市、県（危機管理課、子ども・福祉部）]	(3) 適用基準 [市、県（危機管理課）]	実情に即した表現に修正
107	7	-	1 現状と課題 （略）また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。	1 現状と課題 （略）また、東日本大震災においては、地域の家庭動物の保護収容等の問題もあった。	用語の整理
107	13	-	2 基本方針 （略） また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。	2 基本方針 （略） また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、家庭動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。	用語の整理
107	17	図	<p>3 対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 救助活動</li> <li>— 負傷者の応急手当</li> <li>— 行方不明者の搜索</li> <li>— 救助方法</li> <li>— 救助用資機材の確保</li> <li>— 被災ペットの保護</li> </ul> </li> </ul>	<p>3 対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 救助活動</li> <li>— 負傷者の応急手当</li> <li>— 行方不明者の搜索</li> <li>— 救助方法</li> <li>— 救助用資機材の確保</li> <li>— 被災した家庭動物の保護</li> </ul> </li> </ul>	用語の整理

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
107	35	-	(1) 救助活動 (略) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、 <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b> 感染症対策のため、職員の健康管理や <b>マスク着用</b> 等を徹底する。	(1) 救助活動 (略) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。	防災基本計画の修正に伴う修正
109	1	-	(6) <b>被災ペット</b> の保護 市は、県と連携を図りながら、 <b>飼養動物</b> の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での <b>被災ペット</b> のためのスペースの確保に努める。	(6) <b>被災した家庭動物</b> の保護 市は、県と連携を図りながら、 <b>家庭動物</b> の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での <b>家庭動物</b> のためのスペースの確保に努める。	用語の整理
115	2	-	(2) 避難誘導及び一般住民の避難 [市] 市は、住民に <b>新型コロナウイルス感染症を含めた</b> 感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。	(2) 避難誘導及び一般住民の避難 [市] 市は、住民に <b>新型コロナウイルス感染症を含めた</b> 感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。	防災基本計画の修正に伴う修正
117	26	-	第3 指定避難所の運営体制	第3 指定避難所 <b>等</b> の運営体制	防災基本計画の修正に伴う追記

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
119	1	-	<p>(3) 生活環境への配慮 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。</li> <li>(略)</li> <li>・ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</li> <li>・ 市は、指定避難所における<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</li> <li>・ 市は、被災地において<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。(略)</li> <li>・ 市は、指定避難所と同行避難してきた<b>被災ペット</b>について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>(3) 生活環境への配慮 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>避難所開設当初から状況に応じて、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努め</b>、食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。</li> <li>(略)</li> <li>・ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<b>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など</b>、必要な措置を講じるよう努める。</li> <li>・ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</li> <li>・ 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</li> <li>(略)</li> <li>・ 市は、指定避難所と同行避難してきた<b>家庭動物</b>について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、<b>獣医師会等と連携し</b>必要な措置を講ずる。</li> <li>・ <b>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</b></li> <li>・ <b>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</b></li> </ul>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正用語の整理</p>
122	3	-	<p>(3) 緊急輸送道路の啓開 [市、国、県（土木部）、西日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、県警察] <b>工</b> (略)</p>	<p>(3) 緊急輸送道路の啓開 [市、国、県（土木部）、西日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、県警察] <b>ウ</b> (略)</p>	<p>表現の適正化</p>
129	11	-	<p>2 基本方針 (略) また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 (略)</p>	<p>2 基本方針 (略) また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<b>や家庭動物の飼養に関する</b>資料をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
129	20	図	<p>3 対策</p> <p>◎ 物資の受入れ、集積、配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 必要とする物資等の把握・情報提供</li> <li>— 物資の受入体制等</li> <li>— 輸送方法</li> <li>— 物資の配布方法</li> </ul>	<p>3 対策</p> <p>◎ 物資の受入れ、集積、配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 必要とする物資等の把握・情報提供</li> <li>— 物資の受入体制等</li> <li>— 輸送方法</li> <li>— <b>運送の要請と指示</b></li> <li>— 物資の配布方法</li> </ul>	県の計画に整合
132	22	-	<p>2 基本方針 (略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。</p>	<p>2 基本方針 (略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。</p>	防災基本計画の修正に伴う追記
132	33	-	<p>3 対策</p> <p>◎ ボランティアの受入体制 [社会福祉協議会] (略) また、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。</p>	<p>3 対策</p> <p>◎ ボランティアの受入体制 [社会福祉協議会] (略) また、感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
137	7	-	<p>3 対策 (略) さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。</p>	<p>3 対策 (略) さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p><b>国はインターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。</b></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
156	6	-	<p>第4 電気通信施設応急対策計画 [西日本電信電話株式会社（岡山支店）] 平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。 (略)</p>	<p>第4 電気通信施設応急対策計画 [西日本電信電話株式会社（岡山支店）] 平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、<b>特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮することとする。</b> (略)</p>	防災基本計画の修正に伴う追記
157	22	-	<p>2 基本方針 (略)</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。(略)</p>	<p>2 基本方針 (略)</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<b>やブルーシートの展張等を含む</b>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う追記

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
159	8	-	(1) 応急仮設住宅の供与 [市・県（子ども・福祉部、土木部）] イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア）建設による供与 d 管理 （略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。	(1) 応急仮設住宅の供与 [市・県（子ども・福祉部、土木部）] イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア）建設による供与 d 管理 （略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。	用語の整理
161	32	-	(1) 復旧体制の整備 [市・国・県・その他公共施設管理者] （新設）	(1) 復旧体制の整備 [市・国・県・その他公共施設管理者] イ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。	防災基本計画の修正に伴う追記
161	34	-	イ（略） ウ（略）	ウ（略） エ（略）	記号の繰り下げ
163	5	-	(3) 交通施設の応急復旧計画 [市・国・県（県民生活部、土木部）・西日本高速道路(株)、県警察・西日本旅客鉄道(株)中国統括本部] ア 道路施設の応急対策 （イ）道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。 （ウ）道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。	(3) 交通施設の応急復旧計画 [市・国・県（県民生活部、土木部）・西日本高速道路(株)、県警察・西日本旅客鉄道(株)中国統括本部] ア 道路施設の応急対策 （イ）道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。 （ウ）道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。	防災基本計画の修正に伴う追記
164	19	-	4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。	4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。	防災基本計画の修正に伴う追記
169	31	-	(1) 法律等により一部負担又は補助するもの イ 要綱等 （ウ）上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助	(1) 法律等により一部負担又は補助するもの イ 要綱等 （削除）	公共土木施設災害復旧事業に移行したため削除